

おかやま山陽高等学校 いじめ防止基本方針

令和5年8月改定

いじめに関する現状と課題

- 本校では、いじめは絶対許さないという方針で、すべての教職員が毅然とした態度で取り組んでいるが、意図しない発言や行動により傷つき、悩んだりする生徒もいる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- いじめは、生徒の人格を著しく侵害し、その心身の健全な成長に重大な影響を与えるのみならず、その生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れのある絶対に許されない行為であり、どの生徒にも起こりうることでありという認識で日々の教育活動を行う。
- いじめ事案の解決には、担任、各科コース、生徒課を中心に取り組む。また、未然防止・早期発見のために、科やコースを中心に、生徒の状況把握や情報交換を行っている。さらに、毎学年始めに、生徒が互いを知り生徒にとって居心地の良い集団づくりのために、桃太郎アドベンチャー（本校独自の体験プログラム）を行い、自分と友だちの良いところ気づく活動に取り組んでいる。
- 日頃からすべての生徒の自尊感情を高め自己有用感や充実感を持たせるために、学校生活に目的を持たせ、目的を達成するための努力を惜しまない生徒の育成に尽力する。

(重点となる取組)

- 日常の会話や見取り、個人面談やいじめアンケートをととし、生徒間における人間関係等への悩みや課題に迅速に取り組む。
- SNSの取組やネット上のいじめについての認識を深め、いじめの認知能力やその後の対応能力向上のための教職員研修を実施する。
- 生徒会を中心にいじめについて考える場を設定し、自らの力でいじめを許さず、進んで解決しようとする態度の育成を図る。
- 生徒のインターネット利用状況を踏まえ、LHRで生徒の情報モラルに関する知識と理解を深めるよう取り組む。

保護者・地域との連携

＜連携の内容＞

- いじめ防止に係る基本方針を保護者会総会で説明し、学校の取組について保護者の理解を得る。また、保護者懇談会や地区別懇談会等を活用し意見交換や協議の場を設定する。
- 日頃から様々な機会を活用して、地域の方々や警察、育成センター等関係機関との連携を密にして、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行う。
- 学校の相談窓口等を紹介し、活用を促す。

学校・教職員

- いじめの未然防止、早期発見及びその対処に関する措置を行う。

いじめ対策委員会

＜開催時期＞

- いじめアンケート後及び随時

＜教職員への周知・伝達＞

- 職員会議で全教職員に周知。緊急の場合には朝礼等で教職員に伝達。

＜構成メンバー＞

- 校長、教頭、生徒課長、各科・コース長、養護教諭等

いじめ等相談窓口

- 教頭、養護教諭

関係機関等との連携

[県総務学事課]

○連携の内容

- 生徒・保護者等を支援する専門スタッフの派遣等
- 学校側の窓口
- ・教頭

[玉島警察署生活安全課、浅口市青少年育成センター、笠岡市青少年育成センター、浅口市教育委員会等]

○連携の内容

- ・非行防止教室
- ・定期的な情報交換、連絡会議の開催
- 学校側の窓口
- ・教頭、生徒課長

学校が実施する取組

い じ め の 防 止	(教職員研修)	・教職員の指導力向上のための研修として、外部講師を招聘し、生徒のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修を行う。
	(生徒会活動)	・いじめについて考える集会において、生徒会主催の生徒自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
	(居場所づくり)	・日頃の授業や行事、特別活動等の中に、一人一人が活躍できる機会を積極的に設けることで、自尊感情を高め、自己有用感や充実感を感じることができ学校づくりを進める。
	(情報モラル教育)	・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に自覚できる力を身につけるための情報モラルに関するLHRを各学年において行う。
早 期 発 見	(実態把握)	・生徒の実態把握のためにいじめに関するアンケート調査や3者懇談等を行うことで、生徒の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
	(相談体制の確立)	・相談担当の教職員を生徒に周知するとともに、すべての教職員が生徒の変化を見逃すことなく、きめ細かく声掛けを行い、生徒がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
	(情報共有) (家庭への啓発)	・生徒の気になる変化や行為があった場合には、教職員でいつでも情報が共有できる体制をつくる。 ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での生徒の様子を尋ねたり生徒の学校での様子を伝えたりしながら保護者との連携に努める。
い じ め へ の 対 処	(事実確認)	・本校生徒がいじめを受けていると連絡があったりその可能性があったりするとき、速やかに事実確認を行う。
	(組織的対応の検討)	・いじめへの組織的対応をするため、いじめ対策委員会を開催する。
	(生徒への支援、指導)	・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に、当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 ・いじめた生徒に対しては、いじめは絶対許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気づかせるなど、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該生徒の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健康な人間関係を育むことができるよう指導を行う。